

## 東洋学園大学「人を対象とする研究」倫理規程

### (目 的)

第1条 この規程は、東洋学園大学研究倫理規程に定めるもののほか、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集して行われる研究（以下「人を対象とする研究」という）を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項を定める。

### (研究の基本)

第2条 人を対象とする研究を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、個人の情報、データ等の収集を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

### (定 義)

第3条 この規程において、個人から収集する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報、データ及びヒト由来の試料（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

2 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。

### (研究者の説明責任と提供者の同意)

第4条 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法等研究計画について、また提供者に対し何らかの身体的、精神的負担若しくは苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況を、できるだけわかりやすく説明しなければならない。

2 研究者が、個人の情報、データ等を収集するときは、その取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含み、提供者の同意を予め得ることを原則とする。

3 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

4 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

5 提供者からの同意は、原則として文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。また、研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

6 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、この規準の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。また、研究者は、必要あるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

- 7 教員が、授業等教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、予め受講生の同意を得ることを原則とし、研究者は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

(謝礼の提供)

第5条 研究者が提供者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(審 査)

第6条 研究者は、本学において、「人を対象とする研究」を行おうとする場合、研究計画を添えて東洋学園大学研究倫理委員会（以下、「研究倫理委員会」という）に申請しなければならない。

- 2 研究倫理委員会の構成、運営、審査の手続、方法等については、別に定める。

(事 務)

第7条 この規程に関する事務は、法人本部企画部が取り扱う。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び大学運営協議会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。